

司法修習委員会規則

(昭和二十四年十二月三日規則第四号)

改正 昭和二八年 六月二〇日

同 三四年 七月一八日

同 三七年 四月二一日

同 四一年 二月一七日

同 五九年 一月二二日

平成 三年 七月一九日

同 五年 七月一六日

同 一〇年 四月一七日

同 一六年 二月一八日

同 二三年 一月二〇日

同 二九年 二月二二日

- 1 -

員長の職務を行う。

第四条 委員会は、委員長が招集する。

第五条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第六条 日本弁護士連合会（以下「連合会」という。）は、弁護士会から修習中の司法修習生に罷免、修習の停止又は戒告の事由があると認めると認める旨の通知を受けたときは、委員会にその事案の審査を請求することができる。

2 委員会は、前項の事案の審査を終えたときは、速やかに、書面をもつてその結果を連合会に報告しなければならない。

第七条 委員会は、必要と認めるときは、委員の一人又は数人に命じて、弁護士会における司法修習生の修習に関する調査及び資料の収集・整理等をさせることができる。

2 委員会は、必要があるときは、会長の同意を得て、委員以外の者を幹事として委嘱し、前項の調査等をさせることができる。

3 委員会は、特別の必要があるときは、会長の同意を得て、第一項の調査等を委員及び幹事以外の弁護士に委嘱して、その協力を求めることができる。

第一条 日本弁護士連合会司法修習委員会（以下「委員会」という。）は、七十人以内の委員をもつて組織する。

第二条 委員会に委員長及び副委員長十二人以内を置く。

第三条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、

副委員長が、あらかじめ委員長の定める順序により、委

- 2 -

第八条 委員会の議事については、議事録を作り、出席した委員長及び委員二人以上がこれに署名押印して連合会に保存するものとする。

第九条 委員長、副委員長、委員、幹事及び連合会の職員は、委員会の議事に関し職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様である。

附 則

この規則は、昭和二十四年十二月三日から施行する。

附 則（昭和二八年六月二〇日第二条改正）

この規則は、昭和二十八年六月二十日から施行する。

附 則（昭和三四年七月一八日第一条改正）

この規則は、昭和三十四年七月十八日から施行する。

附 則（昭和三七年四月二一日第一条改正）

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年一月二七日第一条改正）

この規則は、昭和四十一年十二月十七日から施行する。

附 則（昭和五九年一月二二日改正）

第二条の改正規定は、昭和五十九年十一月二十二日から施行する。

附 則（平成三年七月一九日改正）

- 3 -

第一条の改正規定は、平成三年七月十九日より施行する。

附 則（平成五年七月一六日改正）

第七条及び九条の改正規定は、平成五年七月十六日より施行する。

附 則（平成一〇年四月一七日改正）

第七条の改正規定は、平成十年四月十七日より施行する。

附 則（平成一六年一月一八日改正）

第二条の改正規定は、理事会の承認があった日から施行する。

附 則（平成二三年一月二〇日改正）

第二条の改正規定は、平成二十三年一月二十日から施行し、平成二十三年五月一日以後の副委員長の人数について適用する。

附 則（平成二九年一月二二日改正）

1 第一条及び第六条の改正規定は、平成二十九年十二月二十二日から施行する。

2 改正後の第六条の規定は、裁判所法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十三号）の施行後に採用された司法修習生について適用し、同法の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

- 4 -